

令和4年3月24日

保護者の皆様

都立八王子西特別支援学校長
井上 美保

まん延防止等重点措置の解除に伴う本校の教育活動について

日頃から本校の教育活動に、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

東京都においては、3月22日から4月24日までの期間を「リバウンド警戒期間」とし、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、都民、事業者に対し、基本的な感染防止策を徹底することを要請しました。

このことを受け、本校においては、感染拡大のリスクを低減するために、下記のとおり、感染症対策の徹底に努めてまいります。

御家庭におかれましても、御理解・御協力をお願い申し上げます。

記

1 感染拡大警戒期間における基本方針

○「新型コロナウイルス感染症ガイドライン」に基づく基本的な感染症対策の徹底し、密を避ける工夫などにより学校運営を継続します。

2 教育活動における感染症対策

- (1) マスク（不織布）の正しい着用、正しい手洗い、給食時の黙食、入室前の手指の消毒などの指導を引き続き徹底します。
- (2) 教室等における3密を回避し、サーキュレーター及びCO2測定器を活用して換気を行います。共用部を含め校内施設は毎日、消毒を実施します。
- (3) 登校時のサーモグラフィ等での体温チェックを継続します。放課後等デイサービス利用者は、オレンジファイルによる健康観察票の引継ぎも継続して行います。
- (4) 校外での活動については、移動手段、活動内容等について、感染症対策の工夫を行った上で、実施の可否を判断します。

3 御家庭における感染症対策の徹底のお願い

- (1) 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避けてください。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底してください。
- (2) マスク（不織布）を正しく着用し、3密を回避するとともに、正しい手洗い、手指消毒などの徹底をお願いします。
- (3) 毎朝検温し、健康観察をお願いします。本人及び御家族に何らかの症状が見られる場合は、登校せず休養し、受診をお願いします。その場合は、欠席の扱いとはなりません。自宅での学習内容については担任まで御相談ください。

<問合せ先>

都立八王子西特別支援学校
副校長 安田 咲登子
副校長 藤川 明
電 話 042-666-5600